



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 ユアサ・フナシヨク株式会社
代表者名 代表取締役社長 諸 澤 隆 芳
(コード：8006、東証第二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 黒坂 幸夫
(TEL. 047-433-1212)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 46 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することをめざしております。当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」、「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することに伴い、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

(2) 併合の内容

- | | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 併合する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 併合の比率 | 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。 |

③ 併合により減少する株式数

| | |
|---------------------------------|--------------|
| 併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在） | 48,977,231 株 |
| 今回の併合により減少する株式数 | 44,079,508 株 |
| 併合後の発行済株式総数 | 4,897,723 株 |

（注）併合により減少する株式数および併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数および併合の割合から算出した理論値であります。

（3）併合により減少する株主数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

| 所有株式数 | 株主数（割合） | 所有株式数（割合） |
|----------|-----------------|----------------------|
| 総株主 | 3,768 名（100.0%） | 48,977,231 株（100.0%） |
| 10 株未満所有 | 351 名（ 9.3%） | 423 株（ 0.0%） |
| 10 株以上所有 | 3,417 名（ 90.7%） | 48,976,808 株（100.0%） |

上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在 10 株未満の株式を所有されている株主様 351 名は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社、もしくは証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

（4）効力発生における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式数の減少に伴い、平成 29 年 10 月 1 日をもって、株式併合割合に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

| | |
|--------------|--------------|
| 変更前の発行可能株式総数 | 98,500,000 株 |
| 変更後の発行可能株式総数 | 9,850,000 株 |

（5）1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（6）併合の条件

本定時株主総会において、「株式併合」、「定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

（1）定款変更の目的

- ① インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の公告方法を定めるため、現行定款第 5 条を変更するものであります。
- ② 上記「2. 株式併合」に記載のとおり、株式併合に関する議案が、本定時株主総会において原案どおりの承認可決されることを条件に、株式併合の割合に応じて、現行定款第 6 条の発行可能株式総数を変更するとともに、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条を変更するものであります。なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を発生する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。 | (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。 |
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>98,500,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,850,000株</u> とする。 |
| (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 | (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 |
| (新設) | <u>附則</u> <u>第5条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)の変更は平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生日の経過後、本附則を削除する。</u> |

4. 日程

| | |
|---------------------------------|----------------|
| 取締役会決議日 | 平成29年5月12日 |
| 定時株主総会開催日 | 平成29年6月29日(予定) |
| 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |
| 発行可能株式総数および単元株式数についての定款変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は100株に変更されます。

以 上

添付資料

【ご参考】単元株式の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめ市場利用者の利便性向上を目指しているものであり、当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位（売買単位当たりの価格）について、東京証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|--------|------|--------|------|---------|
| | ご所有株式数 | 議決権数 | ご所有株式数 | 議決権数 | 端数株式相当分 |
| 例① | 2,000株 | 2個 | 200株 | 2個 | なし |
| 例② | 1,200株 | 1個 | 120株 | 1個 | なし |
| 例③ | 567株 | なし | 56株 | なし | 0.7株 |
| 例④ | 8株 | なし | なし | なし | 0.8株 |

- ・例①に該当する株主様は特段のお手続きはありません。
- ・例②、例③に発生する単元未満株式（例②は20株、例③は56株）につきましては、ご希望により「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度がご利用いただけます。
- ・例③、例④に発生する端数株式（例③は0.7株、例④は0.8株）につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・効力発生前のご所有株式数が8株（例④）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株主のとしての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜り

たいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。

したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 7. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 5 月 12 日 取締役会決議日

平成 29 年 6 月 29 日 定時株主総会決議日

平成 29 年 9 月 26 日 1,000 株単位での最終売買日

平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きは必要ございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または下記当社株式名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

同連絡先 〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9 時～17 時（土・日・祝日等を除く）

以 上